

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年2月24日（金） 号外第11号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（2）（警務課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

## 鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 職制及び職務（第38条—<u>第60条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第61条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（広報県民課）</p> <p>第4条 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～(10) 略</p> <p>（11）<u>警察安全相談</u>に関すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 生活安全企画課に、<u>犯罪抑止対策室</u>及び生活安全特別捜査隊を附置する。</p> <p>3 <u>犯罪抑止対策室</u>においては、第1項第2号から第4号までに掲げる事務を処理する。</p> <p>4 略</p> <p>（サイバー犯罪対策課）</p> <p>第14条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～(4) 略</p> <p>（5）<u>犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。</u></p> <p>（6）<u>情報技術の利用を伴う犯罪の取締りのための技術支援に関すること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 職制及び職務（第38条—<u>第59条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第60条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（広報県民課）</p> <p>第4条 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～(10) 略</p> <p>（11）<u>相談の管理</u>に関すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全相談対策室</u>及び生活安全特別捜査隊を附置する。</p> <p>3 <u>地域安全相談対策室</u>においては、第1項第2号及び<u>第3号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 略</p> <p>（サイバー犯罪対策課）</p> <p>第14条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年3月13日から施行する。

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

**鳥取県公安委員会規則第3号**

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用手続の公表)</p> <p>第3条 鳥取県公安委員会は、鳥取県公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、<u>インターネットの利用その他の方法により当該適用手続の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該適用手続の内容を公表するものとする。</u></p>	<p>(適用手続の告示)</p> <p>第3条 鳥取県公安委員会は、鳥取県公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、<u>あらかじめ、当該適用手続の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日を告示するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。